

法令に基づく化学物質管理制度について

化学物質管理促進法(PRTR法)

埼玉県生活環境保全条例

対象化学物質	指定化学物質562物質		特定化学物質601物質	
	第1種指定化学物質	第2種指定化学物質	462物質	100物質
			条例施行規則で定める物質 39物質	
届出及び報告の対象事業者 <small>業種・規模・年間取扱量 3つの要件を全て満たす事業者</small>	排出・移動量の届出対象事業者		取扱量の報告対象事業者	
	業種	事業所として、下記のいずれかの業を営むこと 1 金属鉱業、2 原油及び天然ガス鉱業、3 製造業、4 電気業、5 ガス業、 6 熱供給業、7 下水道業、8 鉄道業、9 倉庫業、10 石油卸売業、 11 鉄スクラップ卸売業、12 自動車卸売業、13 燃料小売業、14 洗濯業、 15 写真業、16 自動車整備業、17 機械修理業、18 商品検査業、 19 計量証明業、20 一般廃棄物処理業、21 産業廃棄物処分量、 22 医療業、23 高等教育機関、24 自然科学研究所		
	規模	事業者として常時使用する従業員の数が21人以上		
	年間取扱量	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種指定化学物質ごとに1トン以上 ・特定第1種指定化学物質*は0.5トン以上 ・取扱量に関係なく届出を要する施設 (特別要件施設) ダイオキシン類対策特別措置法 特定施設 廃棄物処理法 最終処分場 下水道法 終末処理施設 など <p>* 特定第1種指定化学物質 人に対して発がん性があると評価されている第1種指定化学物質</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定化学物質ごとに0.5トン以上 <p>取扱量を報告した事業者は、事業所ごとに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定化学物質適正管理手順書作成報告書 ・環境負荷低減主任者選任届出書の提出が必要(初回及び変更の都度) 	
義務等	<ul style="list-style-type: none"> ① 適正な管理 ② (M)SDS(製品安全データシート)の整備、提供 ③ 取扱状況を把握するための、購入量・使用量等の記録 			
	勧告・公表 (②の情報提供違反)			
立入検査	<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査等(条例第120条) ・報告聴取等(条例第121条) の規定により取扱い状況の把握が可能 			
罰則	届出義務違反等 過料(20万円以下)		報告義務違反等 過料(5万円以下)	